

課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当の資産をお持ちの方は『固定資産税(償却資産等)の課税標準の特例申請書』『特例対象資産の明細書』を提出してください。なお、申請書及び明細書の用紙は、ホームページよりダウンロードいただとか、南砺市税務課資産税係より送付したものをご利用ください。

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項 号		
ガス事業用資産	法第三十四条の二	第2項	最初の5年間 1/3	
			次の5年間 2/3	
農業協同組合等共同利用設備		第3項	1/2	補助金等の決定通知書の写し 設備の仕様書の写し
汚水又は廃液の処理施設		第2項第1号	1/2	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し
ごみ処理施設		第2項第2号	1/2	
最終処分場		第2項第3号	2/3	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
産業廃棄物処理施設(石綿)		第2項第4号	1/2	産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
産業廃棄物処理施設		第2項第4号	1/3	環境大臣の認定を受けている場合は、その書類の写し
下水道除外施設		第2項第5号	3/4	除外施設新設等届出書の写し
太陽光発電設備	法附則第十五条规定	1千kw未満	第25項第1号	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
1千kw以上			第25項第3号	発電設備の規模・取得日が分かる書類
風力発電設備		20kw以上	第25項第1号	2/3
		20kw未満	第25項第3号	3/4
水力発電設備		5千kw以上	第25項第3号	3/4
		5千kw未満	第25項第4号	1/2
地熱発電設備		1千kw未満	第25項第1号	2/3
		1千kw以上	第25項第4号	1/2
バイオマス発電設備		1万kw以上 2万kw未満	第25項第1号	2/3
		1万kw以上 2万kw未満	第25項第2号	6/7
		1万kw未満	第25項第4号	1/2
中小事業者等が中小企業経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附帯設備 (令和7年3月31日以前取得)		第44項 (旧法)	1/2 または 1/3 (注1)	先端設備導入計画に係る認定申請書の写し 先端設備導入計画に係る認定書の写し 工業会等による先端設備等導入計画の確認書の写し 工業会等による先端設備に係る投資計画の確認書の写し 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し (賃上げ表明ありの場合) リース契約書の写し(リース会社が申請を行う場合) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(リース会社が申請を行う場合)
中小事業者等が中小企業経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附帯設備 (令和7年4月1日以降取得)		第45項	1/2 または 1/4 (注2) (注3)	同上
農業協同組合等が新規認定就農者に利用させる為に取得した機械及び装置、器具及び備品、構築物、建物附属設備		第37項	2/3	認定新規就業者の認定を受けていることが分かるもの
一体型滞在快適性等向上事業の用に供する設備		第39項	1/2	
ローカル5Gの設備		第40項	1/2	特定高度情報通信等システム導入計画の認定証の写し

(注) 「法」 … 地方税法

(注1) 従業員への1.5%賃上げ方針の表明がある場合、特例率1/3が適用されます

(注2) 従業員への1.5%賃上げ方針の表明がある場合、特例率1/2が適用されます

(注3) 従業員への3%賃上げ方針の表明がある場合、特例率1/4が適用されます